

## 素案に対する御意見等

実施期間 令和5年11月1日から11月30日まで（30日間）

意見提出者 1人

### ご意見等の内容

#### 第1章 阿南市成年後見制度利用促進計画について

・市第1期基本計画では、市第1期基本計画の期間は令和2年度・3年度までの2年間とし、市第2期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とされていました。市第2期計画（素案）においては、市第1期基本計画の期間が令和2年度から令和4年度までの3年間となっており、市第2期基本計画の期間が令和5年度から令和9年度とされています。市第1期基本計画を踏まえ、市第2期計画（素案）においては、令和4年度は空白期間とするべきであると考えます。

#### 第2章 成年後見制度に関する現状と課題

- ・「1本市の状況」の分類が適当ではなく構成として非常に分かりにくい印象です。項目構成とその内容の整理が必要であると考えます。
- ・全体として、一般市民向けの説明が省かれているため、一般の方には理解が難しいのではないかと危惧します。わかりやすい説明を追記することで関係者のみならず一般市民の理解や周知を促進することが重要であると考えます。
- ・阿南市の人口や世帯の状況を提示したうえで、それを踏まえて、成年後見制度対象者の状況として、高齢者と障がい者、それぞれの状況についての考察の記載が必要であると考えます。
- ・「計画策定の趣旨」に、「ひきこもり」「8050問題」の記載がありますが、これらは障がい者の成年後見制度利用ニーズにも関するテーマであり、障がい者の状況として本節にて深める必要があります。
- ・療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳者数について、市第2期基本計画（素案）の平成30年度及び令和元年度の人数が市第1期基本計画の数値と異なっており、説明が必要であると考えます。また、市第1期基本計画と同様、各年度の合計人数を記載したほうがよいと考えます。
- ・第1期基本計画と同様の徳島家庭裁判所から提供された徳島県及び阿南支部の成年後見制度利用状況、また、各専門職後見人の状況等の資料を掲載し考察することが望ましいと考えます。また、全国的な現状把握と今後の動向を予測する上で、国における成年後見制度に関する資料についても掲載することが望ましいと考えます。

- ・阿南市の成年後見制度利用ニーズを踏まえたとき、年間8件という市長申立件数が妥当なものなのかどうか、市長申立が必要である事案に対して適切に対応できているのかどうか、実情を知りたいと思います。
- ・国の第2期基本計画においても「優先して取り組む事項」として「市町村長申立ての適切な実施」が掲げられていることから、阿南市における市長申立要請や対応の状況、また、市長申立に関する課題等についての検証と説明が必要であると考えます。
- ・「② 成年後見人等報酬助成件数・金額」について、このグラフでは、件数が不明です。件数の記載も必要であると考えます。
- ・市第1期基本計画では、高齢者、障がい者それぞれについて、申立費用と報酬助成の件数及び金額が掲載されています。市第2期基本計画（素案）においても同様に掲載することが必要であると考えます。
- ・P12のグラフにおいて、令和4年度の成年後見人等報酬助成金額が急増している背景やそれに伴って生じる課題について、説明が必要であると考えます。
- ・「(4) 日常生活自立支援事業の利用者数」について、令和3年度以降、相談件数が急減しているのはどういった理由に因るものなのか、阿南市成年後見センター（援け愛）が設置されたことを背景とするものであれば、説明が必要であると考えます。
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について、成年後見制度との連携は日常生活自立支援事業における課題の一つであると承知しており、市第2期基本計画（素案）P28にも関連する内容の記載があることから、成年後見制度移行による終了者数についても提示していただきたいと考えます。
- ・日常生活自立支援事業における相談や支援状況、明らかとなっている課題等についての説明が必要であると考えます。
- ・「(5) 地域包括支援センターにおける権利擁護の相談件数」における相談件数について、延べ件数・実件数の区別を記載してください。また、「権利擁護の相談」とされていますが、その内容の内訳や成年後見制度利用促進とどのように関連するものなのか、より具体的な説明を希望します。さらに、令和3年度以降、相談件数が減少しているのはどういった理由に因るものなのか、それが令和3年度より阿南市成年後見センター（援け愛）が設置されたことを背景とするものであれば、記載するべきではないでしょうか。
- ・地域包括支援センターの権利擁護業務における相談や対応状況、明らかとなっている課題等についての説明が必要であると考えます。
- ・阿南市成年後見センター（援け愛）は、市第1期基本計画を受けて中核機関として設置されたものであるため、P25以降の第1期基本計画の取組評価に掲載するべきものであると考えます。また、ここで掲載するのであれば、P31にあるような同センターの設置目的や業務内容等についての説明がまず必要ではないでしょうか。
- ・阿南市成年後見センター（援け愛）の相談件数について、延べ件数・実件数の区別

を記載してください。また、相談要因内訳として「認知」と記載されていますが、これが「認知症」を指すものであれば、「認知症」と記載することが望ましいと考えます。

- ・市第1期基本計画では、阿南市権利擁護センターにおける法人後見受任状況が掲載されていましたが、市第2期基本計画（素案）では掲載がありません。国の第二期基本計画においても「優先して取り組む事項」として法人後見の推進が掲げられていることから、市第2期基本計画（素案）に阿南市権利擁護センターにおける法人後見受任状況を掲載するべきであると考えます。

- ・阿南市権利擁護センターにおける法人後見に関する相談や支援状況、明らかとなってきた課題等についての説明が必要であると考えます。

- ・「（2）介護支援専門員の意見」について、この意見を聴取した趣旨は当該研修会参加者アンケートにおける感想程度のものであると見受けられ、市第2期基本計画（素案）に掲載する内容としては信頼性と妥当性に欠けるものであると考えます。

- ・阿南市の成年後見制度利用促進に関する課題は、アンケート結果の掲載に留まるものではなく、本章の内容すべてを踏まえて課題を抽出し、整理のうえで提示することが必要であると考えます。

- ・市第1期計画で掲げられた各取組についての評価が記されていますが、単純に実施したかどうか表面的な評価に留まるものが多く、取組の具体的状況（取組の効果や影響）、引き続きもしくは新たに明らかとなった課題についての検証が為されていません。

### 第3章 第2期計画の考え方

- ・「第2期計画の目標及び基本施策」については、第1期基本計画からの継続性、統一性、説得性があまり感じられず、今後の展望としてそれが妥当かつ適切なものであるかどうか判断しかねます。

- ・基本施策1として、市第1期基本計画と同様に「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」が挙げられていますが、取組の進捗を鑑みれば、次なる段階として「権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実」もしくは「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化」が適当なのではないかと考えます。

- ・基本施策3の「権利擁護の理解促進」の「① 市民への広報活動」は、基本施策1において取り組まれるべき内容であり、第2期計画の段階において、施策としてあえて特化させて別に設けるまでの内容ではないと考えます。

- ・「② 専門職等への意思決定支援及び身上保護についての理解促進」についても、その目的を踏まえれば基本施策2に位置付けられるべきものであると考えます。

#### 第4章 実現に向けた具体的な取組

・相談窓口の整備やチームによる支援体制の構築において、重層的支援体制整備事業における阿南市地域まるごとサポートセンターと連携することも有効であると考えますが、中核機関としては、成年後見制度等の権利擁護支援に特化した機関として担うべき役割があり、定例的な専門職の参画により専門的見地を担保した支援方針検討の仕組みを構築することがその一つであると考えます。「阿南市地域まるごと支援会議」が成年後見制度利用促進に関する専門的知見の確保という点においてその機能を十分に担い得るのかどうか把握しておりませんが、それぞれにしっかりと機能しながら支援の各段階において有機的に連携して協働していくことが、市民にとってより有益であり、必要とされる機能や役割がしっかりと果たされるのかどうかという視点に立って検討するべきであると考えます。

・「チームづくり」や「支援方針の検討」の主体となるのは、あくまでも中核機関である阿南市成年後見センター援け愛であると考えます。このことから、P40の「イ チームづくり」に記載された内容については、少なからず違和感があり、再検討を希望いたします。

・重層的支援体制整備事業における「阿南市地域まるごと支援会議」、中核機関における「支援方針や受任調整を行う検討会議」「協議会（阿南市まんなか会議）」、それぞれの機能や役割を今一度整理し、すみわけや連携のあり方を整理していただきたいと考えます。

・「ア 市町村申立ての適切な実施と成年後見制度の利用促進」とありますが、正しくは「市長申立（または、市町村長申立）」です。

・「成年後見制度の利用に際し、本人若しくは親族後見人候補者等へ成年後見制度に係る審判請求の申立てに係る書類作成等の支援を行い・・・」とありますが、親族である申立人が必ずしも成年後見人等候補者になるとは限りません。「申立人となる本人若しくは親族へ（中略）書類作成等の支援を行い・・・」という記載でよいと考えます。

・市長申立についても、現状では、市・中核機関の担当者、当該事案の一部関係者のみにより検討が行われていますが、その判断にあたっての客観性を担保しつつ、より専門的かつ総合的な検討を進めるためにも中核機関主催の専門職を交えた支援方針検討会議にて検討を行うことが必要であると考えます。

・「イ 親族後見人への支援」について、「専門職後見人（弁護士・司法書士等）」と記載されており、社会福祉士が省略されていることは不合理であり、追記していただくよう要望いたします。

・「親族による成年後見人等の申立」とありますが、これは「親族後見人への支援」に該当するものではないと考えます。

・「② 専門職等への意思決定支援及び身上保護についての理解促進」について、国の第二期基本計画によれば、専門職団体が「専門職に対する意思決定支援に関する研修等

の実施」を行うものとされていることを踏まえ、「連携して行う」など内容を加筆していただきたいと考えます。

#### 第5章 計画の進捗管理及び評価

・「(1) 阿南市権利擁護部会」について、「高齢者お世話センターの社会福祉士部会を活用し」とありますが、わかりにくく、具体的にどのように活用するのか説明していただきたいと考えます。

・「2 評価指標」について、中核機関における支援検討会議（受任調整も含む）の実施回数も指標とするべきであると考えます。